

## 分科会③「自立支援の展望」

### 分科会③

#### 「自立支援の展望」

##### パネリスト：

久保 安孝（厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 課長補佐）

蛸沢 光（NPO 法人なごやかサポートみらい 理事長、NPO 法人ひだまりの丘 理事長）

川口 充紀（全国自立援助ホーム協議会 制度政策委員長、自立援助ホームわだちの家 施設長）

高橋 亜美（アフターケア相談所ゆずりは 所長、

アフターケア事業全国ネットワーク「えんじゅ」代表理事）

##### コーディネーター：

池本 修悟（公益社団法人ユニバーサル志縁センター 専務理事、

首都圏若者サポートネットワーク事務局長）



## 分科会③「自立支援の展望」

# 自立支援の展望

第5回FLECフォーラム分科会③  
2023年3月12日

### 論点: 児童自立生活援助事業①

自立支援のコーディネート役を担うのは誰か？

### 本日の進め方

- 登壇者自己紹介
- ・ 藤沢 光 (NPO法人なごやサポートみらい、NPO法人ひだまりの丘)
  - ・ 川口 充紀 (全国自立援助ホーム協議会、自立援助ホームわたちの家)
  - ・ 髙橋 亜美 (アフターケア相談所ゆずりは、アフターケア事業全国ネットワーク「えんじゅ」)
- 基調報告
- ・ 久保安孝 (厚生労働省こども家庭局家庭福祉課)
- 論点についてディスカッション
- ・ 自立援助ホーム・児童養護施設・里親という現行の自立支援体制に関する議論
  - ・ 社会的養護自立支援拠点事業に関する議論
  - ・ その他

### 論点: 児童自立生活援助事業②

2024年4月～の年齢撤廃について  
小規模化、地域分散化が進む児童養護施設で20歳を超えての支援の実現可能性

- ・ 児童養護施設とは異なる支援スキルと職員体制の確保が課題

第5回FLECフォーラム分科会③「自立支援の展望」論点

<p><b>1. 児童自立生活援助事業について</b></p> <p>自立支援のコーディネート役を担うのは誰か？</p> <p>20歳を超えての支援の実現可能性</p> <p>本来支援されるべき人がこどもの間に支援される制度整備</p> <p>希望者は全員「児童自立生活援助事業」を実施する</p>	<p><b>2. 意見表明・説明責任等について</b></p> <p>制度から求められる支援の必要な人へ、年齢にかかわらず必要な支援を届ける</p> <p>自立支援強化のための自立支援担当職員の配置を可能としたが、当該職員の確保はどうか</p> <p>支援の対象者をどこまで広げていくか</p> <p>自立援助ホーム入所者に高校生が増え、大学進学も増えている中で、就学支援のあり方について</p>	<p><b>3. 社会的養護自立支援拠点事業について</b></p> <p>受け入れ対象について</p> <p>連携体制・ネットワークづくりについて</p> <p>相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行う。</p>	<p><b>4. 最初と最後</b></p> <p>自立を見据えた措置延長について</p> <p>自立を見据えた措置延長についてこども本人への説明とその判断、そのほか関係機関との連携はどのように行われ、実態としてどの程度行われているのか</p> <p>施設において入所中に退所後支援について、どのように説明などが行われているのか</p> <p>児童自立生活援助や社会的養護自立支援事業の措置延長の実績はどの程度なのか。</p> <p>社会的養護当事者が求める支援について社会的養護における「自立」について</p>
---	--	--	--

### 論点: 児童自立生活援助事業③

自立支援の上限撤廃より、本来支援されるべき人がこどもの間に支援される制度整備に着目すべき (第1の原則)

児童養護施設・里親→希望者は全員「児童自立生活援助事業」を実施する (整備数量が課題)

制度から求められる支援の必要な人へ、年齢にかかわらず必要な支援を届ける (第2の原則)

### 論点: 最初と最後

社会的養護当事者が求める支援について

社会的養護における「自立」について

### 論点: 児童自立生活援助事業④

退所後のアフターケアの強化を含めて自立支援強化のため自立支援担当職員の配置を可能としたが、当該職員はどういったケアをしているのか。

分科会③「自立支援の展望」

論点:児童自立生活援助事業⑤

支援の対象者をどこまで広げていくか

論点:子どもたちの声の反映・説明責任②

施設退所後に困難に直面し、どこに相談していいか分からない、相談するところはあるのかなど当事者の声を聞く、令和6年度から「社会的養護自立支援拠点事業」でこのような子どもたちを支援する仕組みが新たに創設されるが、そもそも各施設において入所中に退所後支援について、どのように説明などが行われているのか。

論点:児童自立生活援助事業⑥

自立援助ホーム入所者に高校生が増え大学進学も増えている中で、就学支援のあり方について

論点:子どもたちの声の反映・説明責任③

各施設における、自立を見据えた措置延長についてこども本人への説明とその判断、そのほか関係機関との連携はどのように行われ、実態としてどの程度行われているのか。児童自立生活援助や社会的養護自立支援事業の実績はどの程度なのか。

論点:子どもたちの声の反映・説明責任

退所後支援で最も重要なのは、子どもたちの声の反映されているのか、子どもたちの最善の利益のため、自立に際して、我々社会的養護に携わる者がしっかり子どもたちに対して説明責任を果たしているのか。

論点:社会的養護自立支援拠点事業①

受け入れ対象について

職員配置、設備についてどう考えるか  
全国の整備量は？

論点:子どもたちの声の反映・説明責任①

子どもたちの自立にあたり、以下措置費における給付等について、入所中にこどもたちに説明されているか。基準における支給額が支給されているか。

- ・就職支度費
- ・大学進学等自立生活支度費
- ・自立支援貸付など

論点:社会的養護自立支援拠点事業②

連携体制・ネットワークづくりについて

一時避難的な居住支援機能(設備)を備えた事業者とそうでない事業者との連携  
こども、障害福祉、就労支援等の幅広い事業者とのネットワークの構築

## 分科会③「自立支援の展望」

### 論点:社会的養護自立支援拠点事業③

相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

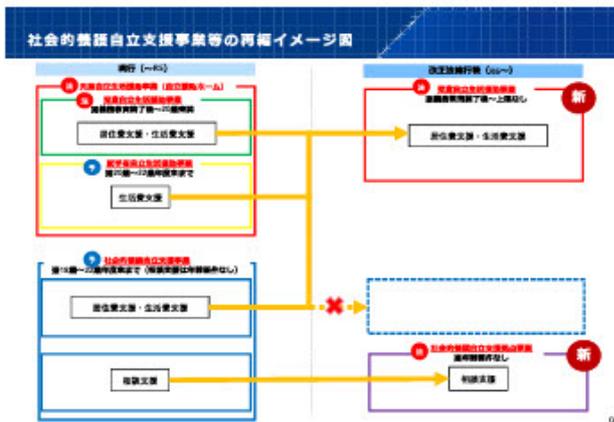
### 論点:最初と最後

社会的養護当事者が求める支援について

社会的養護における「自立」について



分科会③「自立支援の展望」



### 児童自立生活援助事業の検討②

5  
○児童養護施設等への措置経費がなく、児童自立生活援助も利用していない者が、立派以降に自らが困難となり、再び支援が必要となった場合どのように支援していくか。(検討事項5)

6  
○児童自立生活援助事業の支援の時期(自立支援計画の時期)についてどう考えるか。(検討事項6)

### 児童福祉法改正について(児童自立生活援助事業抜粋)

検討事項1  
特に20歳以上の対象者に対しては、生活支援の専門的知識やノウハウを必要とするか。

検討事項4  
20歳未満児は、児童福祉法上の措置と見做す必要があるが、20歳以上児は、児童福祉法上の措置と見做す必要があるか。

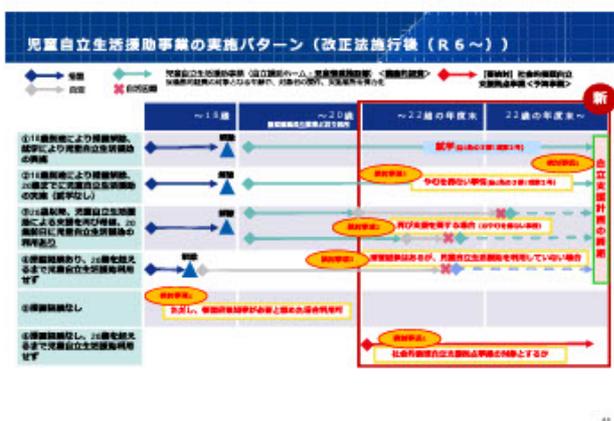
20歳以上の児童自立生活援助事業の目的は、児童福祉法上の措置と見做す必要があるが、20歳以上児は、児童福祉法上の措置と見做す必要があるか。

### 児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業のその他検討

検討事項7  
○児童自立生活援助事業を自立支援ホーム以外で実施する場合、施設を利用していた児童等の利用のみを想定すれば足りるのか、どのような児童等の利用を想定するか、どの程度のニーズがあるのか、さらに、施設等と異なる場合、専任の職員を配置する必要があるか、本施設職員との役割分担をどのように考えるべきか、専任の職員配置などの施設配置すべきか。(検討事項7)

検討事項8  
○児童養護施設等が児童自立生活援助事業を実施する場合、例えば、①対象者のいたる施設等が事業を実施していない場合や、②対象者のいたる施設等での利用を希望しない場合なども考えられるが、対象者のいたる施設等以外での受け入れについて、留意すべき事項はあるか。(検討事項8)

検討事項9(検討事項4関連)  
○児童自立生活援助事業における自立支援計画は誰がどのように策定するか。また、自立支援計画策定における個別ケース会議の運営方法(関係機関や進学等で施設所在自治体を離れた場合の取扱い等)をどうするか。(検討事項9)



### 児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業のその他検討

検討事項10  
○児童自立生活援助事業の設置量の目安をどのように考えるべきか、どのような規模で設置量の目安とするべきか。(添添運河高等ごご何何何とすべきかなど)。(検討事項10)

検討事項11  
○社会的養護自立支援拠点事業の職員配置や設備等をどのように考えるか、既に、既存のアフターケア事業所の設置等を参考とした場合、職員配置及び設備はどのようなのか。(検討事項11)

検討事項12(検討事項3関連)  
○社会的養護自立支援拠点事業が実施すべき事業内容はどのようなものがあるか、さらに、どのような支援に、どのように繋げるべきか、  
- 既存のアフターケア事業所における支援内容を踏襲した形とするか、これは必要な支援はあるか、  
- 自立支援機能を備えることは求められ、そもそも必要な機能か、  
- 一時継続的な居宅支援を対象とした場合、どの程度の短期支援を行うべきか、  
- 拠点事業において、どのような支援についていくことを想定すべきか。(検討事項12)

検討事項13  
○社会的養護自立支援拠点事業の設置量の目安をどのように考えるべきか、どのような規模で設置量の目安とするべきか。(添添運河高等ごご何何何とすべきかなど)。(検討事項13)

### 児童自立生活援助事業の検討①

1  
○20歳になる前から児童自立生活援助を利用しており、その者が20歳以上でありかつ高校又は大学に就学している場合は、改正法に基づく要件の準拠性などの対象者となるか、一方で、その他取次や定める「その他取次」等にも児童自立生活援助を実施できることとなるが、その「その他取次」とどのような状態の者か。(検討事項1)

2  
○施設等を自立により退所したが、再び困難に直面し、支援が必要となる者とはどのような状態の者か。(検討事項2)

3  
○児童養護施設等への措置経費があり、措置解除後に児童自立生活援助を利用していなかった者が、20歳以降に自らが困難となり、再び支援が必要となった場合に、どのように支援していくか。(検討事項3)

4  
○義務教育終了から20歳未満の児童のうち措置解除後等は児童自立生活援助の対象となるが、児童養護施設等や一時保護などで支援がなかった者については、「措置解除後が必要と認められた者が対象となる。この「措置解除後が必要と認められた者」とはどのような状態の者か、ガイドライン等に記載する必要があるのではないか。(検討事項4)

その他





分科会③「自立支援の展望」

令和5年3月12日(日)10:30~13:00

第5回 FLEC フォーラム 分科会3「自立支援の展望」



特定非営利活動法人なごやかサポートみらい  
特定非営利活動法人ひだまりの丘

理事長 蛭 沢 光

1986年、東京都生まれ。5歳から父子家庭となる。

7歳から児童養護施設「松風荘」に入所し、高校卒業まで生活する。

卒園後は、「日本福祉大学」に進学する。

大学卒業後は愛知県内の学童保育所の指導員として勤務し、平成25年6月で退職。

平成26年4月から特定非営利活動法人ひだまりの丘家庭保育室ひだまり施設長に就任。その後、小規模保育SV、事務局長、副理事長を経て、令和4年7月から理事長に就任。

その他に、

特定非営利活動法人なごやかサポートみらい理事長

特定非営利活動法人こどもサポートネットあいち理事

特定非営利活動法人えがお咲く丘監事

特定非営利活動法人陽和理事

日本デザイナー芸術学院非常勤講師

一児の父

蛭沢光 HP はこちら⇒ <https://www.akiraebisawa.com>



①施設の主人公は子どもたち・・・「育ちが仕事に生きる」

★暴言・暴力を許さない

☆子どもと大人が共に育ちあう関係



②大学進学・・・「自分の精神的な支えとなる人の存在」

★制度やしきみ知らない支援者

☆自立を強いられ、孤独・孤立へ

③当事者活動・・・「自分を大切に」

★当事者の危うさ

☆できることを無理なく、負担なくやってきた結果

④仕事・・・「現場の声を聴き、現場を守る」

★対話（目的は共感）

☆子どもが目指したくなる大人になる

⑤結婚&子育て・・・「してもらったことを我が子へ」

★安心・安全の場

☆聴ける大人になるためには？



## 分科会③「自立支援の展望」

### 第5回FLECフォーラム 分科会3 自立支援の展望

全国自立援助ホーム協議会  
制度政策委員長  
自立援助ホームわだちの家代表  
川口亮紀

#### 自己紹介

1988年	地元の大学（教育学部）卒業 民間企業に就職
2005年	転職、ボランティア団体（BBS）との出会い DARCや子ども・若者に関する活動に関わる
2007年	ボランティアで児童養護施設へ （スポーツチャンバラ出前稽古） 社会的養護の子ども達との出会い
2008年	自立援助ホームを開設

#### 自立援助ホームとは

なんらかの理由で家庭にいらなくなり、動かざるを得なくなった  
原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたち  
に暮らしの場を与えるところです。

「動かざるを得なくなった」という意味は、本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受ける  
ことができない状況で「自立」を望まれた状況を指します。  
しかしほとんどの場合、15歳の義務教育終了時点で施設や家庭から  
出て置かなければならぬ子どもたちは、意欲や能力の面で充分一人  
で生活できる状況にあるとはいえないのが現状です。

それにもかかわらず、「自立」させられた場合、職業や生活場面で  
も困難をかかえ、社会適応ができません。そのような子どもたちに対し、  
社会的援助が必要だと感じた関係者のボランティア活動によって  
創設されたのが、現在の「自立援助ホーム」の始まりです。



#### わだちの家とは

人生という道に確かな「わだち」を築いてほしいという願いを込めて、2008年4月に和歌山県で初めての自立援助ホームとして開設。

社会に出てから楽しい生活を送れるよう、入居中に自立のための訓練が出来るような支援を心がけています。

- そのために、
- ①問題を解決するには「話し合い」しかないこと
  - ②入居者の選択を尊重すること
  - ③怖ろしいことを押しつけないこと
- を大切な指標としています。

自立支援は「社会内支援」であることを意識して、ホームを運営したあとも本人が望めば、いつでもホームに帰って来て相談に応じられるよう心がけています。

#### 「話し合い」をするうえで大切にしていること

- ①「約束」は守られなければならない
- ② 私たち人間は、選ちをおかず生き物なので、約束を守れないこともある
- ③ だからこそ、「相渡でもやり直すチャンス」は与えられなければならない

#### わだちの家の「理念」

「誰もがリカバリー出来る社会づくり」の一環として、児童一人ひとりの主体性を尊重しつつ、健全な社会人として「自立した社会生活」を営めるよう、その成長を促し、自立を支援します。

#### わだちの家における自立支援

##### ●わだちの家の決め事（契約条件）

1. 働いて、家賃を支払い、貯金します。  
【家賃（利用料）は月額20,000円です】
2. 社会のルールを守り、ご近所やいっしょに暮らす人達に迷惑はかけません。
3. 毎月1回、必ずスタッフと話し合い、自立のための目標や決めごとをします。

##### ●支援の流れ

- ①入居の相談にのります
- ②入居者の意志を確認します（見学・体験入居）
- ③入居の契約をします
- ④ホームで生活します
  - ・仕事を探し、働いて利用料を支払う（**就学者は概ね利用料を免除**）
  - ・将来のために、給料の中から毎月貯金
  - ・困りごとや悩みはスタッフに相談
- ⑤巣立ち（退居および退居後支援）

#### 青年期の自立支援における特色

★児童相談所の措置（行政処分）ではなく、利用者との契約によって入居します。

★1日単位でも利用が可能です。

★通所支援や一時的な宿泊支援も可能（要相談）

●専門の資格要件を備えた職員が常駐する「ケア付き住まい」機能が強みです。

## 分科会③「自立支援の展望」



分科会③「自立支援の展望」

自主研究会

出会をつみかさねて

- 2002 自立援助ホームでの生活を余儀なくされる子どもたちとの出会い  
本来ならば18歳まで児童福祉施設に在籍できるのに  
中卒、高校中退を理由に措置解除され、社会に放り出されてきた人たちの  
発見しづらい感情領域で生きてきたこと
- 2004 児童福祉法改正  
児童福祉法等の児童福祉施設等の目的として、当該施設を退所した者に対する相談その他の援助を  
行うことを規定する。第41条
- 2008 あすなろでのアフターケア スタッフが「自立」から自由になる、住む場所が変わるだけ  
なまじら事務で自分の施設や周囲に困難な状況を相談できないひとたちとの出会い
- 2009 児童福祉法改正（児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) 事業所済に実施を義務化
- 2011 ゆずりはの前身
- 2015 子どもの未来をあきらめない 明石書店
- 2016 児童福祉法等の改正 児童は自立を支援される権利を有することが明確化  
自立援助ホームの年齢別施設が大学等就学時の者は 22 歳の年度末まで対象となる
- 2018 アフターケア事業ネットワークえんじゅ立ち上げ
- 2019 大森さん
- 2020 コロナ  
さらに見えづらい発見しづらい感情や支障のなかで必死に生きている患者たちとの出会い  
新たな相談者 家庭の中で蔓延する支障 大人たちの生きづらさ



アフターケア相談所ゆずりは  
対象は  
社会的養育を受けた、あるいは、  
必要であったのに受けられなかつた大人たち  
子どもの頃に受けた深い傷つきで  
大人になっても苦しい思いをして  
生きている人たち

ゆずりはへの年間のべ相談件数4万5千件  
毎日50~100件の相談が  
メールや電話で届く  
相談者の実数は年間678人 性別 年代  
アフターケア相談所ゆずりは 2020年度相談件数

1 相談者数 (実績)	合計 678人
支援開始者	222人 (児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、 成人保護施設、産婦人科・精神科医、聴覚院、聴立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所等)
相談連携者	252人 (都内施設出身 187人 地方施設出身 65人)
世帯乗組	42人 (親子 22人 重複 20人)
その他	162人

2 退所者種別別相談件数 (延べ数)	合計 45555件		
生活相談	就学・就労支援	障害別支援	支援機関からの相談
件数 36760	2979	1022	4794

拠点事業

- 居場所サロン
- 高卒認定資格取得学習会
- ゆずりは工房 (ジャムづくり)
- MYTREEペアレンツプログラム
- シェアサロンなど

様々な生きていくための手続き

- 生活保護、支援措置、健康保険証、年金
- 自立支援医療・精神保健福祉手帳・障害年金
- 休業支援金・給付金・生活福祉金等申請書等
- 債務整理、自己破産、不当解雇など

精神的な不安を抱えた人にとっては、  
制度の申請もひとりではままならない。  
支援のための制度があっても、  
その情報にたどり着くことが困難。  
専門家(弁護士、司法書士など)との協力、連携が必須

住まいや暮らしのサポート

- 不動産屋への同行
- 連帯保証人、身元保証人、緊急連絡先
- 住所の記載、郵便物の引き取り
- 隣人トラブル、騒音、安心でない空間

身元保証人確保対策事業の拡大が必要(措置解除後  
2年以内、原則3年)保証人を必要としているひとの  
相談は退所後数年以内にとどまらない  
片付けられない・捨てられない⇒選べない

就学・学生生活のサポート

- 奨学金などの情報提供
- 休学や退学に関する相談
- 休学時における生活費や医療費の支援
- 退学時の学費変換

施設間格差(就学、措置延長など)  
修学支援制度や民間の給付型奨学金を利用して進  
学したが、心身の不調などにより休学すると奨学  
金がストップ。  
休学時、退学時を想定した安心して利用できる修  
学支援制度が必要

## 分科会③「自立支援の展望」

### からだところのサポート

- 精神科・産婦人科への通院同行
- 医療従事者との連携
- 医療費のサポート
- 入退院の手続き
- 定期的な面談 呼吸 瞑想 催眠など

### トラウマへの理解

「なくす」でなく、ともに生きる  
回復はらせん階段  
ソマティックなアプローチ  
私たちの健康と安心



ときにはケンカも

### <社会的養護自立支援拠点事業

(都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市) >

>措置解除者等や自立支援を必要とする者(※)を  
対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

> 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。



### ゆずりはで大切にしていること

「安心」「正直」「ありがとう」「楽しい」

- ・相談者の方への心からの敬意と感謝
- ・生きてきてくれてありがとう 相談してくれてありがとう
- ・安全よりも安心
- ・仲間への尊重、敬意、感謝
- ・多様な機関との連携 face to face
- ・教育、指導でなく、理解と寄り添い
- ・「正しい」「あなたのため」の押し売りをしない
- ・自分の価値観から自由になる
- ・丁寧に、具体的に、迅速に
- ・何度でも、大丈夫
- ・ユーモア
- ・セルフケア

「支援する側される側」からの自由  
一方的でない支援  
安心を一緒に築いていく  
協力をお願いする  
相談してくれた人を信じる ゆだねる

拒否しない 分断しない支援がしたい！！

(安心してもらえサポート)

- 社会的養護の経験の有無
- 性別
- 年齢

## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

### 分科会④

### 「社会的養護におけるアドボカシー」

#### パネリスト：

谷本 幸子（大分県中央児童相談所 企画・里親推進班 主幹）

川瀬 信一（一般社団法人 子どもの声からはじめよう 代表理事）

安孫子 健輔（NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡 理事長）

家子 直幸（厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 子ども家庭福祉推進官）

#### コメンテーター：

大久保 真紀（朝日新聞 編集委員）

#### コーディネーター：

相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部教授）



## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

2023.1.19~2.17 講演 FLECフォーラム 分科会④  
社会的養護におけるアドボカシー

### 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 ～大分県の取り組み～

2023年3月12日(日)  
大分県子ども・女性相談支援センター  
登壇 幸子

### 発表内容

#### ○概要

大分県では、社会的養護におけるアドボカシーの取り組みとして、「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」を開始。導入初年度(R2)、次年度(R3)の行政師の担当者としての立場から、大分県での取り組みを紹介する。

#### ○項目

- 1 大分県の社会的養護の現況①②
- 2 大分県社会的養育推進計画①②
- 3 取り組みの概要①②③④
- 4 権利擁護関連の取り組み
- 5 今後の課題

### 1 大分県の社会的養護の現況①



### 1 大分県の社会的養護の現況②



### 2 大分県社会的養育推進計画①

#### 子どもの権利擁護

#### ■目標指標

- ①代替養育中の子どもを対象としたアンケート調査の実施 100%
- ②代替養育中の子どもの意見を聴くための訪問調査の実施 100%
- ③「育てノート」「育ちアルバムの整備」 100%

#### ■主な取組 (関係部分のみを抜粋)

- (1) 子どもの意見表明権の保障及び子どもの意見表明を支援する仕組みの構築
- ・子どもの権利ノート (H19作成) 内容の見直し
  - ・子どもや関係機関からの申立てに関する児童福祉審議会による審議の仕組みを検討
  - ・意見表明支援員 (アドボケート) の養成

### 2 大分県社会的養育推進計画②

#### ◎県社会的養育推進計画策定過程で実施した代替養育経験者へのグループインタビュー

- ・一時保護の説明を受けたかもしれないが理解していなかった。
- ・一時保護理由は聞いていない。教えてもらいたかった。
- ・施設入所すると在宅の勢に会えなくなると思い寂しくなった。(※児相職員には話していない)
- ・施設での写真やアルバムは大事にしている。
- ・なぜ、預けられたか知りたくて何度も里親に聞いたが「わからない」といわれた(本当に里親は知らないようだ)児相に何度もルーツを尋ねたが「わからない」と答えられた。きちんと話してもらいたかった。今でも知りたい。

### 3 取り組みの概要①

#### 【概要】

- ・国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」を活用。
- ・令和2年度から全国に先駆けて導入。
- ・代替養育のもとにある子どもを対象に、独立アドボカシーとして、子どもアドボケート(子ども意見表明支援員)による意見形成・意見表明支援を実施。児福審への申し立ても可能。
- ・子どもアドボケートは、子どもの声そのものを明確に伝達するための「マイク」のような役割。子どもに寄り添いつつ、関係機関等に子どもが意思表示できるようにサポート。
- ・子どもアドボケートの養成・活動調整・SV・研修を大分大学に委託

### 3 取り組みの概要②

#### 【導入プロセス】

令和元年度: 事業予算化、スキーム構築、児相等関係機関等との協議開始

令和2年度: 6月 子どもアドボケート第1期生(20名)養成

子どもへの説明用グッズ、DVD(アニメ)等作成

11月 児童相談所一時保護所に導入(1/wの定期巡回開始)

※導入前: 職員研修、アドボケートの受け入れ体制整備等

里親6家庭に導入(年度後半に1~2回家庭訪問を実施)

※導入前: 里親サロンで複数回の研修、意見交換

児童養護施設2施設に導入(4~5回訪問後に定期巡回へ)

※導入前: 施設との打ち合わせ、職員研修、意見交換

## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

### 3 取り組みの概要③

#### 【導入プロセス】

- 令和3年度：子どもアドボケイト第2期生（20名）養成  
 順次、児童養護施設（7施設）に導入  
 → 現在、全児童養護施設（9施設）で定期巡回中（1/M～2/M）  
 巡回頻度は施設と協議し柔軟に対応。定期巡回十随時対応  
 定期巡回では、ほぼ毎回子どもからの多様な意見表明あり  
 事務局配備のスマホにはアクセスなし。
- 令和4年度：児童自立支援施設に導入、定期巡回開始（1/M）  
 児童心理治療施設に導入、頻度協議中  
 重観・FHは、新規措置された場合に個別に導入することに変更

※権利擁護調査員：上記全てに係る連絡調整役として重要な役割を担う

### 3 取り組みの概要④

令和3年度 児童相談所一時保護所における子どもアドボケイトの活動実績

活動期間： R3.4.1 ～ R4.3.14 延べ47回

対象児童： 延べ434名

アドボケイト希望： 93名（対象児童の21.4%）  
 意見表明： 37名（アドボケイト希望者の39.7%）  
 児相への申し立て： 1名

児相への「社会福祉協議会児童福祉専門分科会児童相談員」を活用  
 活動は「1回1時間、単発で相談や面談希望、臨時会を場やかに調整する。  
 今後は、児童相談所長（児相）の調整を依頼。

意見表明の内容：今後の支援方針内容への不安  
 家族との面会・手紙を希望  
 一時保護所内での人間関係 等



- ・実際に聞いてくれてうれしかった。
- ・自分の気持ちもわかってくれた。
- ・ずっまりした。
- ・自分でも気にもならないようになった。
- ・初めて会う人だから驚かなくてよかった。
- ・（申請書の取替も）早く戻ってきた。

## 4 権利擁護関連の取り組み

県の計画：意見表明権の保障と意見表明を支援する仕組みの構築  
 子どもの知る権利の保障

（児童相談所）

- ・措置児童への子どもの権利ノートの配布と説明。ワーク式に大幅改訂
- ・施設、里親への訪問調査・児童面接（充実を図る必要あり）
- ・児相・養育者による丁寧な説明。ライフストーリーワークの実施

（施設、ファミリーホームなど）

- ・子ども会や意見箱、第三者委員の設置、自己評価・第三者評価
- ・苦情解決の仕組みについてのわかりやすい掲示

（今後の取り組み）

- ・子どもへの定期的なアンケートの実施

## 5（アドボケイト関連）今後の課題

#### ①導入

- ・一時保護所と施設は概ね軌道に乗ったが、重観・FHへの導入が停滞→導入方法模索中  
 養育者の理解が何よりも必要。私的空間で子どもが安心して話せるか？
- ・一時保護委託中の子ども、福祉型障害児施設に入所中の子ども → 未実施

#### ②制度運用

- ・アドボケイトの継続的な養成・資質向上（維持） - SV機能は必須
- ・子どものアクセシビリティについての改善・工夫

#### ③予算等

- ・県全域で導入が進むとマンパワー（人数）、予算（経費）がさらに必要  
 → 施設、里親家庭は県下各地に点在。広域移動、休日・夜間対応の増

#### ④改正児童福祉法関連

- ・児童相談所長が行う措置等の決定時等に子どもの意見聴取を実施 → 詳細未定

※まずは実践！ブラッシュアップし、持続可能な制度を創っていくことが必要

## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

令和5年3月12日(火)FLECフォーム 社会的養護におけるアドボカシー

### 子どもの「ために」から子どもと「ともに」

児童相談所一時保護所における訪問アドボカシーの実践から



川瀬 信一

里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設を経験。  
一般社団法人 子どもの声からはじめよう代表理事  
内閣官房子ども家庭庁設置準備室政策参与

### 届かなかった声、救えなかった命。

#### 野田小4女児虐待事件(2019年)

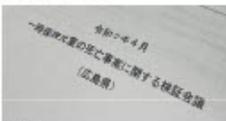
・学校で行われた「はじめに関するアンケート」で、父親から虐待を受けていることを告白。  
・保護された児童相談所では「お父さんが怖いから家に帰りたくない」と伝える。  
・親族方へ移った2か月後、父親が家に連れ返る。その後虐待がエスカレートし、亡くなった。



2019年2月5日朝日新聞デジタル版より

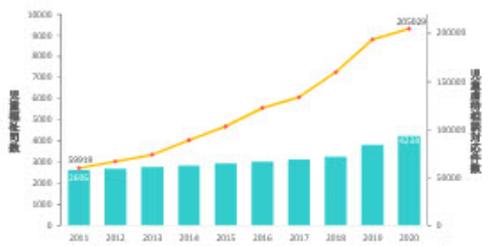
#### 広島保護児童自死事件(2020年)

・「母と離れたくない」と訴えながら、一時保護により母と分離された生活を余儀なくされた。  
・保護されてから1年になるまでの約半年間、母親との面会を繰り返し希望していた。しかし、事実上面会は制限されていた。  
・一時保護委託先の児童養護施設で亡くなった。



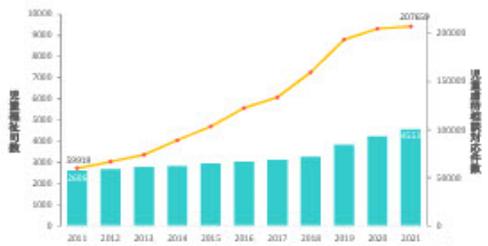
広島県「一時保護児童の死亡事案に関する検証報告書」

### 増える虐待対応、追いつかない体制整備。



児童福祉司1人あたりの対応件数が増加 (48.4/人)  
子ども一人ひとりの声を丁寧に聴くことは困難

### 増える虐待対応、追いつかない体制整備。



児童福祉司1人あたりの対応件数が増加 (48.4/人)  
子ども一人ひとりの声を丁寧に聴くことは困難

### なぜ声を上げることは難しいのか。



### 感情や思考が抑圧された経験は、深刻な影響を及ぼす。

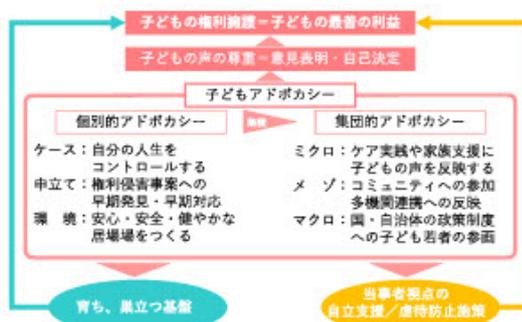
- ・家族との関係回復や将来の夢を「あきらめた」経験の深刻さ。
- ・直面している困難が理解されないことによる孤立感・孤独感。
- ・自分が悪いと思いつけてきた。だから「助けて」と言えない。



### Our Vision 子どもの声が尊重される社会の実現

2018	2019
<p>カナダ・オンタリオ州のアドボカシー実践に学ぶ学習会+政策提言発表会 (全8回、延べ200人参加)</p>	<p>イギリスJane Dalrymple氏招聘シンポジウム(約160名参加) アドボケート養成講座 (前後期、延べ90名参加)</p>

### 子ども権利擁護の始点に子どもの声を



## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

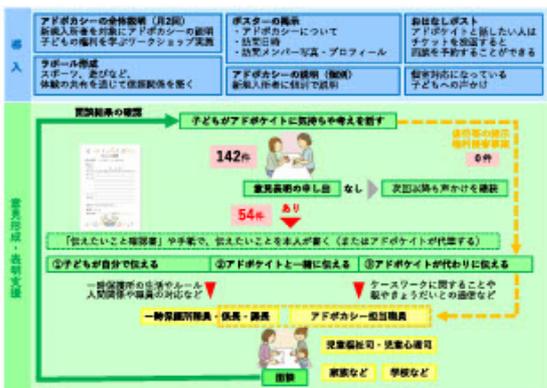
### 児童相談所一時保護所における訪問活動

- 令和3年6月から、市民団体による訪問アドボカシー活動を開始。
- 毎週土曜日の9:30～11:30（2時間）
- アドボカイト4～7名が男子ユニット・女子ユニット・幼児ユニット  
分園に分かれて活動。延べ63回、延べ人数が300人が訪問。
- 新規入所者を対象としたアドボカシーの説明会、子どもの権利を知り考えるワークショップを月2回、定期的に実施。
- 遊びを通じて信頼関係を築き、子どもからのリクエストにより話を聴く。申し出があれば、一時保護所の職員、児童福祉司・心理司、家族等への意見表明をサポートする。
- 一時保護所や今後の生活に関すること、学校や学習に関することなどについて
  - ・個別面談・・・・・・・・・・142件
  - ・意見表明の申し出・・・・・・54件

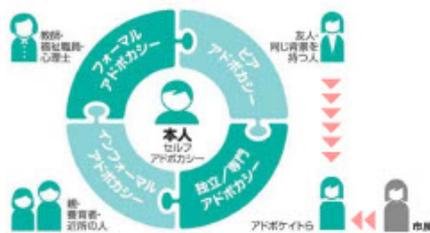


### ○成果と課題

- ・こどもの視点
  - 対話が安心感につながっている
  - 意見を言えていいことを実感
  - 独立した立場が理解されている
  - 秘密を守る存在としての信頼感
  - ケースワークへのはたらきかけ
- ・児童相談所の視点
  - 子どもが話しにくいことを担当者以外に話すことが出来る機会に
  - 一時保護所の生活のしやすさ
  - 職員が把握していないことを知り、アセスメントが多角的に
  - ケースワーク促進のきっかけに
  - 子どもとのコミュニケーションで改善すべき点が明らかに
- 訪問時間・面談時間が短い
- 自ら相談できない児童への対応
- プライバシーに配慮した声掛け
- 外国語やハンディキャップ対応
- 意見表明後のフォローアップ
- 職員への周知が不十分
- 担当福祉司の集りや不安全感
- アドボカシー活動の見えにくさ（訪問日が土曜日のため）
- 表明から対応までのタイムラグ（土曜日に表明→月曜日に対応）
- 他児童相談所からの保護委託ケースへの対応



### 子ども・若者、市民とともにつくる子どもアドボカシー



令和3年10月9日「子どもアドボカシーを考える」

人材養成、訪問活動、サービス評価に子ども・若者が参画。研修を修了した市民から選任されたアドボカイトが従事。

### 事例（抽象化し個人が特定されないようにしています）

- 両親を通じて交際相手への通信交流を実現したケース（高2・女児）
- ・アドボカイトによる役割説明後、保護経緯を聴かせていただくところから関わり開始。交際相手に「私のことは心配しないでほしい」と伝えたい。
- ・アドボカイトが手紙セットを本人に渡し、手紙を書く。
- ・手紙を本人から預かり、アドボカイト担当職員に伝達。
- ・職員が内容を確認の上、保護者に交際相手への伝達を依頼。
- ・職員が手紙の内容を確認し、問題がないことを保証。
- ・保護者が交際相手に渡すことについて承諾し、手紙が交際相手に渡る。
- ・本人の希望を実現するために動く保護者の様子を見て、保護者への信頼感が回復。家庭復帰に向けた面談、調整の促進にも寄与した。

### 子ども・若者とともにつくる子どもアドボカシー

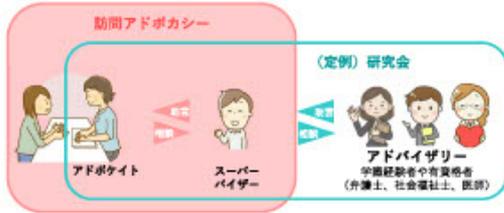
- 定例研究会（毎月最終訪問日の午後実施）
  - ・アドボカイトが1か月の実践を振り返り、社会的養護経験者、学識経験者、弁護士、児童精神科医らから助言と指導を受ける。
  - ・訪問から得た気づき（職員の対応や保護環境の良い点、改善すべき点）を共有し、整理する。
- 定例協議会（毎月最終訪問日の翌週に実施）
  - ・1か月の活動報告
  - （訪問日時、訪問人数、面談・意見表明の件数、アドボカイトの意見）
  - ・活動報告に基づく協議

個別対応：行動化がみられる子ども等への個別対応の適正性  
通信交流：友人との連絡、娯楽、学習、調べ物を目的としたネット利用  
学習保障：成績、受験への不安、教科や学習内容・方法



## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

### 市民とともにチームで進める子どもアドボカシー



市民によるアドボカシーをSV・アドバイザーが支える  
様々な方々による対話によって、アドボカシーの文化を築く

### みなさんと対話・議論したいこと



分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

第5回 FLECフォーラム  
分科会4

あらゆる子どもに  
権利を保障する  
地域のシステムづくり

Mar. 12, 2023  
安孫子健輔

子どもの権利  
サポート事業

2022.5.15-12.31

訪問 **327** times

面談 **179** times

意見表明 **11** times

Chapter 1  
子どもアドボカシーの  
前編

① 関係構築

② 意見形成

③ 意見表明

④ フィードバック  
(モニタリング)

アドボケイトを通じた  
意見表明のプロセス

子どもの権利  
サポート事業

訪問

子どもアドボケイト

児童相談所 子ども  
児童養護施設 子ども  
児童家庭センター 子ども

① 関係構築

説明会・交流会

いつまで  
遊ぶ？

時間と空間を共有

子どもの権利  
サポート事業

**21** Advocates

① 関係構築

② 意見形成

③ 意見表明

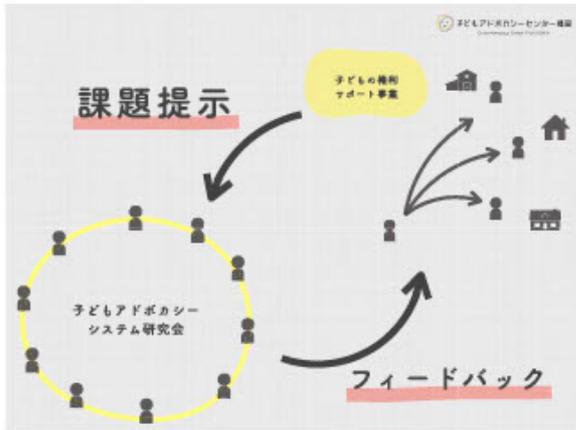
自分のキモチに気づく

モヤモヤに  
名前をつける

第三の選択肢



分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」



地域・学校WT

2022

小中学校（モデル校）でワークショップ開催

2023

授業の一環でワークショップを開催？

個別面談も？

Chapter 3

子どもアドボカシーの論点

地域・学校WT

1. 地域・学校アドボカシー検討会の開催
2. 子どもの権利ノートの作成
3. 子どもアドボカイトの訪問試行
4. アンケート意識調査

① アドボカイトへのアクセスは権利か？

② 意見表明等支援措置、どうする？

③ 担当職員は意見表明できるか？

④ 権利侵害「的な環境」にアドボカイトは有効か？

⑤ 子どもに意思決定権はないのか？

Issues

地域・学校WT



公民館で  
ワークショップ



子どもアドボカシーセンター福岡

Child Advocacy Center FUKUOKA

## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

分科会4  
社会的養護におけるアドボカシー

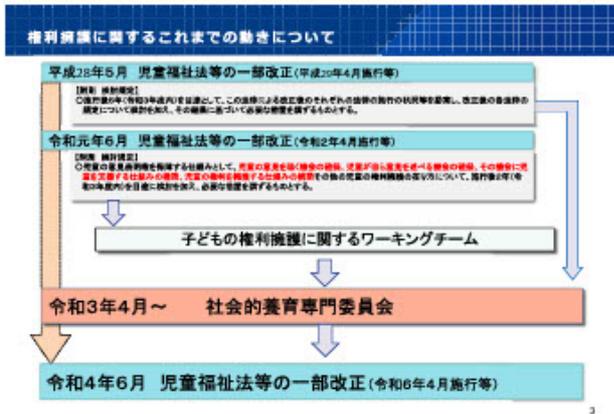
令和4年度児童福祉法改正等について

厚生労働省 子ども権利局長室 斎藤 直孝  
Mitsuhisa Aoyama, Director of the Children's Rights Bureau

本日はご説明する内容

- 1 権利擁護に関するこれまでの動きについて
  - (1) 子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
  - (2) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書
- 2 令和4年度児童福祉法等一部改正について
  - (1) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備
  - (2) 旅行までのスケジュール
  - (3) 令和4年度調査研究

厚生労働省



本日はご説明する内容

- 1 権利擁護に関するこれまでの動きについて
  - (1) 子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
  - (2) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書
- 2 令和4年度児童福祉法等一部改正について
  - (1) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備
  - (2) 旅行までのスケジュール
  - (3) 令和4年度調査研究

厚生労働省

子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ 抜粋  
(令和3年5月27日)

1. 措置決定の場面
  - ・ 在宅指導、里親委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、虐待等を察知した子どもの身の安全確保を定める重大な決定である。児童相談所には、決定に先立って、子どもの年齢や発達に応じた適切な説明を行うことと併せて、子どもの意見を十分に聴いて措置の必要性や内容を判断することが求められる。
  - ・ なお、「意見を聴取する」際には、形式的に意見聴取の機会を確保するだけでなく、子どもの年齢や発達の状態を踏まえた適切な方法や支援により、子どもの意見表明が実質的に確保される必要がある。その上で、個別具体的なケースで協議等を行う場合には、保護者等の責任において、子どもの意見を尊重しつつ児童の利益を優先して判断して対応すべきであり、その具体的な方法に関しては、児童相談所運営改善計画等に明記して徹底していくべきである。
2. 一時保護の場面
  - ・ 一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、子どもの意見を聴くことが重要であることは適宜と同様である。他方で、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられる。
  - ・ したがって、一時保護に関しては、その決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合には、事後適切な説明を行うこととすべきである。その際、一時保護ガイドラインに定められている説明の要領を踏襲するとともに、権利擁護の仕組みを活用して子ども本人が権利擁護機関に申し立てることができる旨を説明するなどして、決定に不満がある子どもが事後に意見表明する機会を確保するべきである。また、一時保護を解除する場合であっても、子どもの意見を聴くこととすべきである。

子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ 抜粋  
(令和3年5月27日)

3. 日常生活の場面
  - ・ 施設や一時保護をされた後も、養育家庭・施設や一時保護所での生活の中で虐待などを受けた場合はもちろん、子どもが不平等を持った場合も想定し、支援等に際して子どもが意見を表明する機会を常に確保していく必要がある。特に施設や一時保護所においては、意見場の設置、意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、生活上の問題について子どもの意見を受け止めるための多様なルートが設けられている。
  - ・ 他方で、これら実態として形式的な意見聴取にとどまっているのではないかと指摘もされている。子どもの意見を尊重するための適切な説明を行うことが求められるものとしていくとともに、形骸化しないよう、権限は明確を踏まえて、子どもの意見を聴く上での制度的な留意点を身に付けていくべきである。あわせて、施設や一時保護所の第三者委員を確保して、こうした措置の実効性を担保していくべきである。
4. 意見表明支援
  - ・ 子どもは現状では意見を形成して外部に表明することが難しい場合もあり、意見表明の機会を確保して、適切に意見表明支援がなければはねが有効に機能しないケースが生じ得る。このため、意見表明支援員の活動がそれらの機会に際して、子どもの意見を代弁することで、子どもの意見が適切に関係機関に届けられるような仕組みを整備する必要がある。
  - ・ したがって、意見表明支援が行われるための態勢整備についても、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等の役割として位置付ける必要がある。具体的には、児童福祉法上、都道府県等は、意見表明支援員等の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定するべきである。さらに、こうした規定を踏まえた自治体の取り組み状況を踏まえつつ、意見表明支援員の配置義務化についても適宜に検討を進めていくべきである。

子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ 抜粋  
(令和3年5月27日)

5. 意見表明支援員の資質
  - ・ 意見表明支援員は子どもと信頼関係を築き、行政機関や関係・施設からは独立した立場から子どもの意見を代弁する役割を担うものであり、一定の専門性が必要である。
  - ・ このため、意見表明支援員として活動するには、都道府県等が定める養成研修を修了することとし、当該研修カリキュラムにおいて、子どもの権利擁護や意見表明支援に関する基本的な考え、実践のノウハウなどを学ぶようにすべきである。具体的には研修カリキュラムについては、全ての自治体で一歩水準が担保されるよう、既に取り組まれている関係のプロジェクトや自治体の子ども事業における養成研修の内容も参考にしながら、国において統一的な内容をガイドライン等で定めるべきである。
6. 権利擁護の仕組み
  - ・ 親族の権限喪失等の仕組みの整備方向として、平成28年報告書では、本来は独立した第三者機関を設置するべきであるが、かかる機関の設置には時間等を要すると思われるため、出席、現存する児童福祉委員会を活用すると整理されている。いずれの方法を採るにせよ、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等において取り組んでいく必要がある。
  - ・ 児童福祉協議会が取り扱う事業としては、大きく分けて以下の3つのパターンが想定される。現行制度は協議会として措置の適否を児童福祉協議会に確認する手続である。それに対し、今後検討する仕組みは子どもの親から意見を申し立て、児童福祉協議会から協議会に対して必要な働きかけを行うことと整理付けられる。
    - a. 措置等の決定に先立つ子どもの意見聴取及びその善悪
    - b. 措置等の決定事項に対する意見表明
    - c. 里親委託、施設、一時保護所等での生活に関する不平等がある場合

子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめにあたりインタビューにご協力いただいた子どもからの意見(抄)

これまでに意見をきかれたことはあるか(一時保護されたとき)

- ・ 説明は正確でない。
- ・ (一時保護所に行くときは) 料理生活の体験をしよむという説明だったと思う。
- ・ 一時保護入所前はどんなところに行くのかわからなかった。
- ・ 心の準備ができたよう。親が説明してくれてくれたよかったです。
- ・ 一時保護のことを事前に知っていた。
- ・ 一時保護所に行く行為を覚悟した。真面目に行くと思われた。

これまでに意見をきかれたことはあるか(施設に入るとき)

- ・ 施設に入るとき、大人は施設の話をしてくれて、楽しそうだった。
- ・ (意見をきかれたか) 説明はないけど、見学に行くことではなかった。
- ・ 施設に入るのが楽しかった。
- ・ 説明に行くかきかれたがよくわからないまま決められた感じ。
- ・ 施設に行くことは一歩進んだらいいかなと思った。
- ・ 心の準備ができた。1人で歩いて行ってよかった。施設に入った。この瞬間に思った。その瞬間はよかった。

意見表明を支援する人について(どんな時に/何について意見を言いたいか)

- ・ この前のこと、高校に行けるのか。
- ・ つらい時、不安なことを出したくない。
- ・ 学校に行きたい。一時保護所の職員に行っても、ケアワーカーと話をしたいと言われた。
- ・ 施設が平気なので、行きたい。一時保護所にいるのもいい。
- ・ 学校のイベントには、参加できるのがいい。
- ・ 友達についていけない。
- ・ 文字が自分で読みたい。勉強で遊ぶ。



## 分科会④「社会的養護におけるアドボカシー」



※ R6年4月1日施行。R4、R5年度は、令和3年度補正予算（安心子ども基金）等を活用し、先行実施地域を指定。

17

### 本日も説明する内容

- 権利擁護に関するこれまでの動きについて
  - (1) 子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
  - (2) 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書
- 令和4年度児童福祉法等一部改正について
  - (1) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備
  - (2) 先行までのスケジュール
  - (3) 令和4年度調査研究

18

### 令和4年度調査研究

**1** アドボカイト(意見・意向表明支援)における研修プログラム策定及び研修実施のための調査研究

アドボカイトの養成・質を担保する観点から、都道府県等が参考にできるアドボカイトの養成に向けたガイドラインとなるよう、アドボカイトの役割や位置づけをわかりやすく整理するとともに、研修プログラムの例を示す。

都道府県等が意見表明等支援員養成を行うための、はじめの一歩を踏み出し、取り組みたいと考えた自治体が具体的な研修イメージを持つようなガイドライン(案)の作成

**2** 権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究

権利擁護に係る環境整備・意見聴取等措置・意見表明等支援事業について、令和6年度の施行に向けて都道府県等が準備する上で参考となるようなマニュアルを作成する。

都道府県等が子どもの権利擁護に係る環境整備・意見聴取等措置・意見表明等支援事業を推進するにあたり、参照充実の参考となるようなスタートアップマニュアルの作成

19

## 分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」

### 分科会⑤

#### 「里親とファミリーホームを増やすための方策」

##### パネリスト：

新井 淳子（一般社団法人こどもみらい 横浜会長）

渡邊 守（NPO 法人キーアセット 代表）

石川 浩子（NPO 法人青少年の自立を考える会ファミリーホーム「はなの家」ホーム長）

##### 助言者：

藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

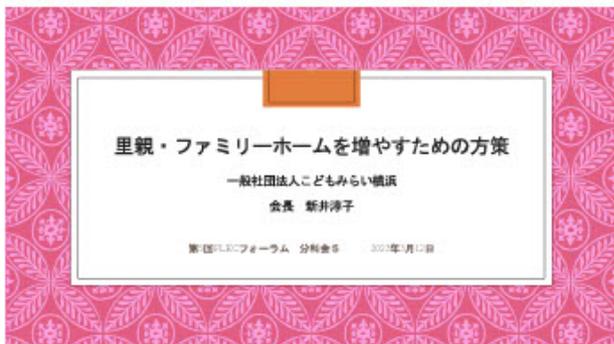
上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

##### コーディネーター：

北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会会長）



## 分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」



### 基礎研修での質問(抜粋)

- ・産のつながりのない子どもを育てる時は、どのようにして(どのタイミングで)『子どもを養育に準じている』という覚悟を持ったのか。
- ・しからないといけない時、どのような事に気を付けているか。
- ・里子が養育の元に戻った後、又は成人後の生活状況がどうなっているか等、知っている、交流があるなどの状況を聞きたい。
- ・里子に障害があり、これまでさまざまな障害をもつ子どもや保護者と関わってきた。遊べるなら遊ばせたい、食を無断に取ってしまうのが心配で寝て貰えるが、同様の子どもを遊ばせられた経験がなければお話を聞きたい。
- ・里子を預かっている際やその後に、トラブルの経験があれば聞かせてほしい。(輸送行為、里親の急病でトラブルに巻き込まれた等、文書でのトラブルも想定しないといけないと書いている)また、その時に、児童相談所などとも連携し連携の点のより連携力をつけてくれたか等も聞かせてほしい。
- ・仕事等のプライベートとの両立で工夫した点があれば聞かせてほしい。
- ・里子さんとの出会いから、里子を迎え入れるまで、どのくらいの期間がかかったか、また、その際の里親の期待、仕事を休んで里親(里親の希望や里親ほどの程度に自分から)を覚えてほしい。(里親にどの程度事前に説明するか、情報を事前にしたい)
- ・お仕事を里親の自立方法を聞きたい。お仕事のまま里親になることは可能か、不安がある。空気を預かるの負担への取得や、委託開始直後に子どもが里親さんの家になるまでの期間など、業務負担を休んだか、長期休暇を取られた場合、里親の方にどのようなように説明したか、今の生活で子どもとの関係をどのように作って、どのように過ごされているか。
- ・里親制度に対する里親の反応や理解度は

### こどもみらい横浜は里親子の当事者団体で、横浜市里親支援機関です。

- ・1958年横浜市内で発足した里親会「愛児会」が2013年12月に法人化。
- ・法人化を機に「こどもみらい横浜」に名称変更。
- ・2014年4月横浜市里親支援機関に指定。横浜市委託事業を受託。
- ・**当事者団体の強みを最大限に活かし、当事者の意見を支援にダイレクトに反映させるために、様々な取り組みを実施。**

横浜市認定里親 221組(2022年3月末予定)  
会員数 153世帯288名(2022年度1月末現在)

### 登録研修での質問(抜粋)

- ・里子を受け入れて大変だったこと、生活を取り巻く環境の変化
- ・誤し行動はどんなものがあるか ・多様な時期のことを知りたい
- ・1人で乳児と過ごす不安感は高かったか
- ・周囲への報告、近所の日や夜
- ・一時預かりを受託した際、終了後に子どもとの接点や様子を知ることあるのか。
- ・高1女子のケースについて(実務について話せることがあるとのことだが、実父について聞いていくことはあるか。
- ・長期での委託を二人、三人と受けているケースはあるか。
- ・緊急に委託を受ける場合、オムツ・哺乳瓶等は用意されているか。
- ・自分は里子と一生の付き合いをしたい。委託終了しても何かあったら帰ってきてと伝えたいと思っている。そういうケースはあるか。
- ・一時預りの際に、お出掛けなど難しいことをいってほしいと思うが、甘やかすと後々本人のためにならないか。
- ・里親になるうと断り切れた決断のポイントは、  
- 仕事(共働き)をしながら里親をする場合、こうしていること、難しいと思われることは、

### こどもみらい横浜の委託事業 (2022年度)

- |  |  |
|--|--|
| <b>研修・共育事業</b><br>①里親研修年7区内フォスタリングチェンジプログラム12区(研修とカウント)<br>②こどもプログラム実施<br>③サロンの開催(年1回×4児相)<br>ALL横浜 年3回<br><b>相談事業</b><br>①専属臨床心理士2名のサロン参加<br>・個別相談 ZOOM・メール・電話・対面<br>②電話・LINE・メール相談 随時<br>③相談チームカンファレンス開催 | <b>普及・啓発活動</b><br>①パンフ・チラシ作成→制度説明会、研修等で配布<br>②里親体験派遣<br>横浜ポर्टファミリー啓発委員会 年1回<br>地区別里親制度説明会 2022-24 夜間・休日含む年1回<br>基礎研修 年1回×6区<br>基礎研修会 年1回<br>認定式後の懇話会 年1回<br>③イベントブース出展<br><b>研究事業</b><br>①ビデオ・システム<br>②支援者研修等 |
|--|--|

### 見えてきたこと

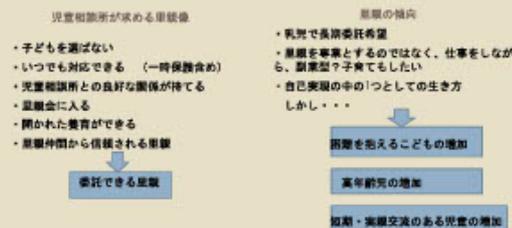
- |  |  |
|--|--|
| <b>多様な里親の増加</b><br>・実子のある里親<br>・共働き里親<br>・福祉分野従事者経験里親<br>・シングル里親<br>・外国人のパートナーの里親<br>・LGBT里親 | <b>養育里親の実態</b><br>①社会の役に立ちたい<br>②子育てしたい<br>③子どもが放し(離れ親)が存在する。<br>入り口は継続希望だった里親が認定では養育里親となる ケースが増えている。<br>里親は増えているけれど・・・・・・ |
|--|--|

### 里親体験談派遣から

2022年度	基礎制度説明会	基礎研修	登録前研修	区庁会
参加人数	367名	122名	64名	40名

- 基礎制度説明会での質問(抜粋)**
- ・周りの人へ里子だということまでどう話したか。
  - ・最初は大変なことがあったとのことだが、夫はどういう思いでおられたのか。
  - ・年齢が高い里子を迎えられた時、対外的にどう説明していたのか。どのような感じでお話していたのか。
  - ・里子の後に委託児童が来たことで、家庭内の関係は変わったか。・実子と里子との関係性
  - ・年齢差はどのくらいで良かったと思うか。
  - ・(夫が里親登録に乗り気でない方から)夫も里親登録しようという気になってもらうため、何かアドバイスをしたか。
  - ・不妊治療や里親について家族や親戚に伝えた時の反応はどうだったか。
  - ・お子さんに何を楽しんでいるか。聞いたことはあるか。
  - ・お子さんを自宅に迎えてから、一番喜んでいたことは何か。
  - ・里親になって一番はじめに大変だった(苦労している)こと、嬉しかった(楽しかった)ことは、
  - ・里親登録に対して、真実を知りどう考えているか、実母のことについて子どもが聞いてくることはあるか。
  - ・仕事と里親の両立について
  - ・実子と委託児、それぞれ別々の工夫はあるか

### 里親を増やす方策はあるのか



## 分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」

### 里親を増やすには

里親のハードルを下げる？

- ・専門性を求めない→里親に専門チームをつける
- ・安心、安全、安定した家庭での生活ができればよいOK
- ・子どもが異種を起したときに里親と一緒に対応する
- ・文部から委員後1か月程度の育休に代わる休職の取得の制度化
- ・里親の経済的負担を無くす
- ・養育者としての里親の声を聴く

それでも、希望すれば誰でもいいわけではない  
審査は慎重でなくてはならない

里親支援に求められること

- 日常生活以外に専門チームが子どもの支援
  - 心理、医療的支援
  - 通所、通院支援
  - レスパイト、ショートステイの拡充
- 民間資源の活用
  - 家事支援
  - 送迎支援

### こどもみらい横浜の合言葉は 「みんなで育てる、共に育つ」

- ・ピアサポートが益々重要になる
- ・里親・子どもが主役で相談できる居場所→里親会の役割
- ・聴きがはける、子どもの愚言が責める、泣ける仲間が存在→里親会
- ・フォスタリング機関は里親子の応援団、つまり里親会の応援隊でもある。  
里親・子どもの声に耳を傾けることが重要、里親子自身の支援を！

ご清聴ありがとうございました。

分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」



効果的なリクルート



**outline**

- 潜在里親不足への先入観？
- 効果的なリクルート
- 支援の重要性

**効果的なリクルート**

□ オックスフォード大学リーズセンターの調査によると人々が里親になることを考えるきっかけになるのは

- ・ 里親をしている人を知っているまたは、会ったことがある

考えた人々が里親にならない理由は

- ・ 養育をしている里親が適切な支援を受けていないこと
- ・ 適切な情報を里親に提供できていなかったり排除されていたりすること
- ・ 養育をしている里親がリスペクトされていないこと

**潜在里親不足への先入観？**

□ 人々は里親制度に関心がない？ 里親になることを考える人は少ない？

- ・ 子どものいる生活を求める人、子どもの福祉に強い関心のある人だけ？
- ・ 溢れる情報量のなかで『里親制度』の情報は届いている？
- ・ 生き方の選択肢が多様な今日、『里親』は生き方の選択肢となっている？
- ・ 里親制度や親子分離を体験する子どものことを理解したうえで関心がない？
- ・ “良き家庭”像を潜在里親のイメージに重ねている？

**効果的なリクルート**

□ 現在、またはこれまで養育してきた里親がどう見えるのか？

- ・ 一般的に身近な存在？
- ・ 生き方として「里親」は魅力的に見える？
- ・ 里親は、“苦勞”と“やりがい”のバランスをどう感じている？
- ・ 里親自身が、身近な人に里親になることを勧められる？
- ・ 里親が充実感と共にリタイアできている？
- ・ 子どもの健やかな育ちのための支援が十分にあるように見えている？

**潜在里親不足への先入観？**

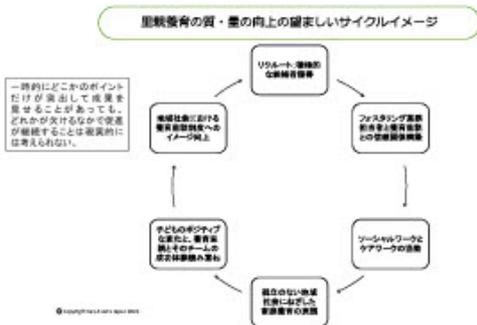
- 福祉や児童分野と深い関りのない人も、実子のいる人も里親になっている
- 実際には関心がないのではなく情報が届いていない可能性が高い
- そのため、多くの人にとって生き方の選択肢に『里親』が入っていない
- 篤志家、裕福な家庭、養子として迎え入れる、などのイメージが多数
- どうすれば里親になれるのか、そもそも知らない

これらの現状から「里親が増えない」という嘆くのは…

**効果的なリクルートについて**

社会的養育としての里親制度の歴史（一部の国々で）

分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」



### 支援の重要性

- 里親が疎外感を感じない環境
- 協働の一員として、意見を述べる機会の提供
- 困りごとだけでなく、子どもの成長を共に喜びあえる協働関係
- 他の専門職との協働関係
- 養育の担い手として大切にされている実感を得られる
- ソーシャルワークとの協働だけでなく、安心できるピアとのつながり
- 異子への配慮
- 休息
- 学びたいと意欲がわくトレーニング
- 参加したいと思えるアクティビティ 等々...



## 分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」

### 里親・FH（ファミリーホーム）を増やす方策 ～自らの経験から考える～

認定NPO法人 青少年の自立を支える会  
ファミリーホームはなの家 ホーム長 石川 浩 子



出典：令和5年2月22日午後2時  
プレジデント オンライン

#### はじめに

私は長らく社会的課題の担い手として現場に携わっていたにもかかわらず、里親としては思うようにならない日々や自分の余力を思い知らされました。幸いにも、私の周辺は社会的課題に携わる人ばかりでしたので、愚痴を聞いてもらったり、すぐに相談することができたりと、どれほど皆さんに助けられたことか。

その後、児童養護施設養育員の福田施設長（元える会事務局長）から「バックアップするからFHやってみないか」と背中を押され、FH開設へと動き出しました。私自身は養育者としての資格要件は満たしていても、夫婦型でない自信のなきや不安を感じていました。しかし、児童養護施設や自立援助ホームには、これまで増えてきたノウハウやたくさんの人たちによる物心両面に渡る支援体制があります。だからこそ私はFHに従事する決断ができましたし、今日までやってこれていると思っています。

独立ながら日本では様々な制度政策が講じられているにもかかわらず少子化に歯止めがかかりません。それは子育てでリスクと考える人たちが増えているからです。このような風潮においては、他人の子を育てる里親家庭が増えないのは当然かも知れませんが、それでも里親としての人生の一歩を踏み出そうと、あるいは踏み出した人たちが少しでもスムーズに地域社会や社会的養育関係者と繋がりが築けるかがとても大切なポイントです。それは地道な作業であり、時間・気力・雑費が欠かせません。

私の経験を通して里親・FHを増やす方策を考えてみたいと思います。

#### 青少年の自立を支える会とは

【概要】平成 8年12月 里親会（里親委員会）、自立援助ホーム設立を決議、資力が集まり、設立準備会を結成、平成 9年 8月

- 7月 「青少年の自立を支える会」 設立準備会。
- 9月 自立援助ホーム「はなの家」開設。
- 平成10年 2月 電報特報「自立のネットワーク」開始。
- 4月 「星の家」、児童自立生活援助事業開始。
- 平成11年10月 「青少年の自立を支える会」、特定非営利活動（NPO）法人設立、前代表理事に伊藤浩子が就任。
- 平成14年12月 施設から、里親への個人として譲渡、譲渡後、定額100万円。
- 平成18年 6月 二村理事長に相談援助が開始。
- 平成21年 4月 学童保育施設に土曜行動特設班導入、事業形態が1日の事業開始。
- 平成22年 1月 名命理事長の退任ののめザヤン「だいて」開始。
- 平成29年 9月 三村理事長に里親会が就任。
- 平成30年 1月 ファミリーホーム「はなの家」開設。
- 平成30年 7月 子どもの居場所「月の家」開設。
- 平成30年12月 内閣府から児童養護施設（児童養護施設）の委託を受け、児童養護施設（児童養護施設）。
- 平成30年 4月 養育者研修（1年単位）。
- 令和 2年 7月 月の家 移転。
- 令和 4年 7月 設立25周年を迎える。

#### ○自立援助ホーム「星の家」

中卒や高校中退で就職し自立を強いられた児童養護施設等の子どもたちが、職をそして生活拠点を失った際のよりどころとなり、再スタートを切るまでの間生活支援を行います。これまで140名を超える子ども達の支援をしてきました。近年は、施設経験者よりも家庭で育った子どもが大半になっています。



#### ○子どもの居場所「月の家」

宇都宮市の「夏支援児童健全育成事業」を受けて開設された「子どもの居場所」は、地域の中にある子どもたちにとっての「もうひとつの家」のこです。

放課後の勉強や遊び、食事、入浴など当たり前の生活や人間関係に触れることを大切にしています。



#### ○ファミリーホーム「はなの家」

開設当初は、受託児童数5名及び宇都宮地域のショートステイ、緊急一時保護、子どもの緊急のニーズ等の対応枠1名の合計6名（原則中高生男性）としていました。しかし施設勤務時代に担当していた子子どもたち（姉弟）を受託することになったため現在は男女合わせて8名が在籍しています。

養育者1名、補助3名（計4名）で日々の対応に当たっています。



#### 施設職員から里親に

##### 経歴

- 児童養護施設で保育士として 30年余勤務
- 平成21年 里親登録（令和2年専門里親登録）
- 平成22年 児童養護施設に勤務しながら高1男子受託
- 平成25年 施設を退職し児童自立支援施設から中3男子受託
- 平成26年 ファミリーホーム「はなの家」開設
- 運営主体：認定NPO法人青少年の自立を支える会
- 児童養護施設 養育員の支援を受ける

## 分科会⑤「里親とファミリーホームを増やすための方策」

### シングルマザーの里親、最初から試練

#### \* 地域社会に理解されていないことを知る

- ・ 里子が通うことになっている中学校の校長から  
「なぜこの学校に？ 誰か家にいるべきでは？ 自治会などでの役員経験はあるか？」  
学校は理想に遠く1回の家庭訪問を実施しよう要請し実施された。
- ・ 子どもの友人の母親から「血が繋がっていないんですけどね。構りたくない家なのでは？」

#### \* 経験があっても・・・葛藤する日々

- ・ 「どんな仲間と付き合いがあるか知っていますか」と警察官から言われる。  
責められていると感じた。(道中養育ゆえの困難なのだが)
- ・ 子どもが表出させた課題を自分の責任だと感じ思い悩む。力を思い知る。



### それでも…乗り越えられた訳

#### \* 施設職員であったことから

- ・ 繋がるネットワークがすでに構築できていた。  
タイムリーに話を聞いてくれる人たちがそばにいた。
- ・ 多くの子どもたちの養育に当たってきた経験があった。
- ・ 社会的養護の制度や仕組みを知っている。
- ・ 施設勤務時代に関わっていた子どもたちとの交流からまなぶ。

#### \* 周囲へ頼ることにより、結果として「開かれた養育」

#### \* 児童養護施設 養徳園 からの支援

- ・ 元副所長である里親支援係相談員が定期的に来てくれた。
- ・ 養徳園の施設長による子どもたちへの直接的なかかわり。

### 里親・FHを増やすために・・・

#### ○地域社会の理解・・・大切しかし難関

- ・ 日本社会全体の問題として里親の必要性をこれまで以上に理解発信
- ・ 子育てにおいて大人の責任が問われる社会でなく、子育てへの理解と寛大さが必要
- ・ 里親であること、里子として育ったことを普通に話せる社会に

#### ○相手の顔がわかるface to faceの関係

- ・ 関係が起きた時だけでなく日常的にかかわれる関係性の構築
- ・ 里親同士(共感できる仲間)の横のつながりはもっと重要

#### ○開かれた養育

- ・ 社会的養護の一翼であることを理解＝チームでの養育が前提＝孤立を防ぐ

#### ○FH養育者の要件とは何かを改めて考える

- ・ 関口を広げて数を増やす？
- ・ 里親と専門里親の最終形という捉え方をすれば少数精鋭？

### 栃木県での取り組み オール栃木での支援体制づくり

令和3年8月

社会的養護を担っている、

里親会・児童養護施設関係者・ファミリーホーム関係者の三者が協議し

「一般社団法人とちぎ家庭養育推進協議会」を設立

栃木県から  
業務委託



令和13年10月

栃木フォスティングセンターを開設